

令和 8 年度診療報酬改定により、医療 DX 推進体制整備加算が廃止され、「電子的診療情報連携体制整備加算」が新設されました。

電子処方箋未導入の医療機関におかれましては、次の内容をご確認いただき、ご検討の参考としてください。

【加算算定のための対応施設基準】

	施設基準	加算 1 (15 点)	加算 2 (9 点)	加算 3 (4 点)
1	オンライン請求の実施	●	●	●
2	明細書交付	●	●	●
3	オンライン資格確認の体制	●	●	●
4	マイナ保険証利用率 30%以上	●	●	●
5	診療情報閲覧・活用	●	●	●
6	マイナポータル医療情報等に基づく相談体制	●	●	●
7	施設内への掲示	●	●	●
8	ウェブサイトへの掲載	●	●	●
9	電子的処方箋を発行する体制	●	○ 9～11 のいずれか	—
10	電子カルテを有していること * 電子処方箋管理サービスとの接続 I / F 必須	●	○ 9～11 のいずれか	—
11	電子カルテ情報共有サービスまたは一定の要件を満たす地域医療ネットワーク等への対応	●	○ 9～11 のいずれか	—

凡例 ●＝必須項目 ○＝いずれか —不要

【加算算定ポイント】

加算 1, 2 の算定を検討する場合、施設基準の中で「電子処方箋」の対応状況が重要なポイントとなります。対応施設基準「10 電子カルテを有していること」は、「9 電子処方箋を発行する体制」と「11 電子カルテ情報共有サービス等が対応」していない場合、次の要件により加算 2 を算定できません。

《電子カルテに係る算定要件》

- ・ 電子処方箋サービスとの接続インターフェースを有している
- ・ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有している

(ただし、「当面の間に限り、当該基準を満たしているものとみなす」とされています。)